

組織及び機構の取扱い

組織及び機構の取扱いについて提案する。

平成 16 年 5 月 27 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

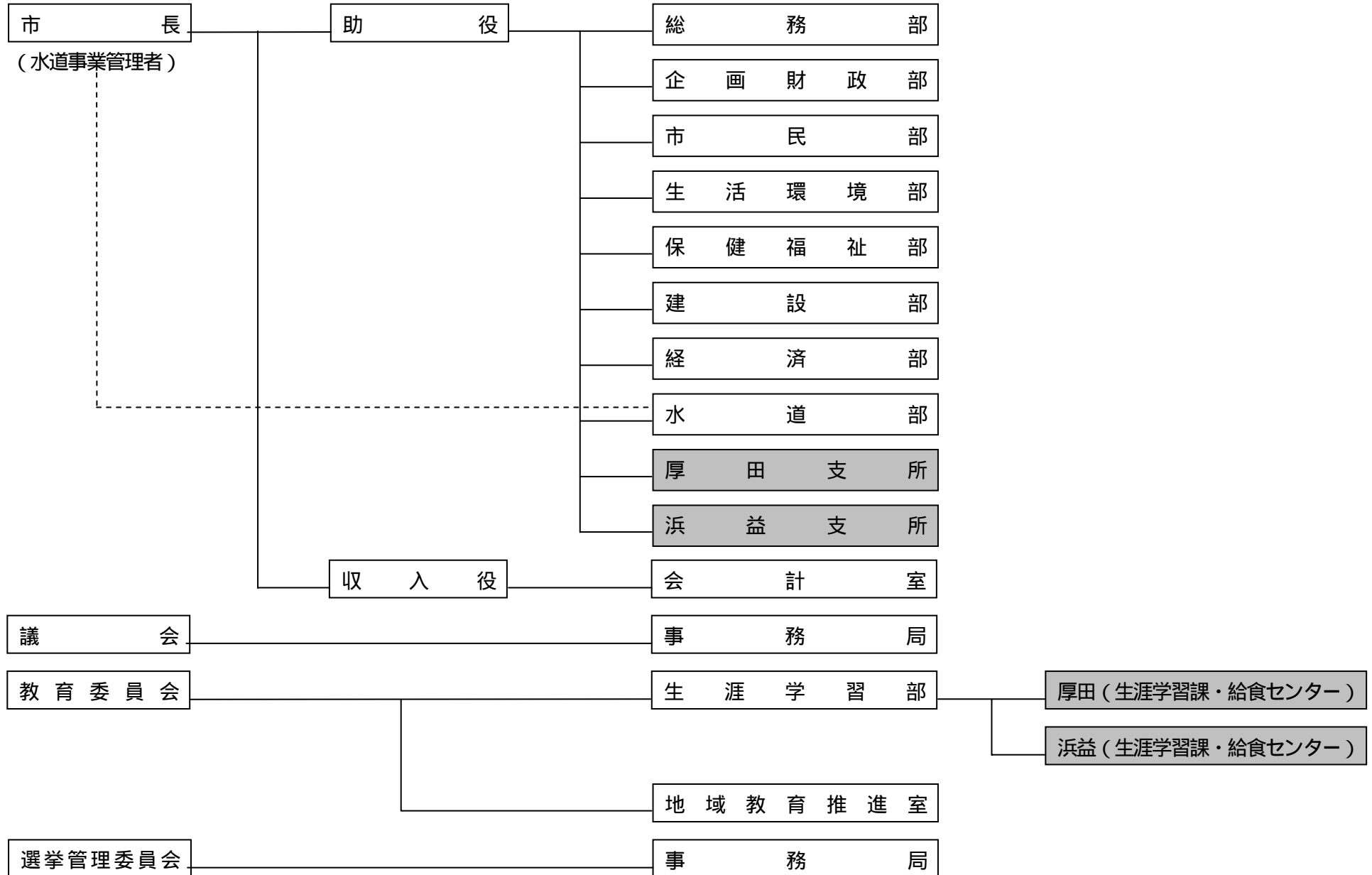
協議項目	1 4 組織及び機構の取扱い
<p>新市の組織及び機構は、3 市村の庁舎の有効利用を図るとともに、定員管理の適正化に努め、「新市における組織及び機構の整備方針」に基づき整備するものとする。なお、地域自治区の事務所となる厚田支所・浜益支所については、「新市における支所の整備方針」に基づき整備するものとする。</p>	

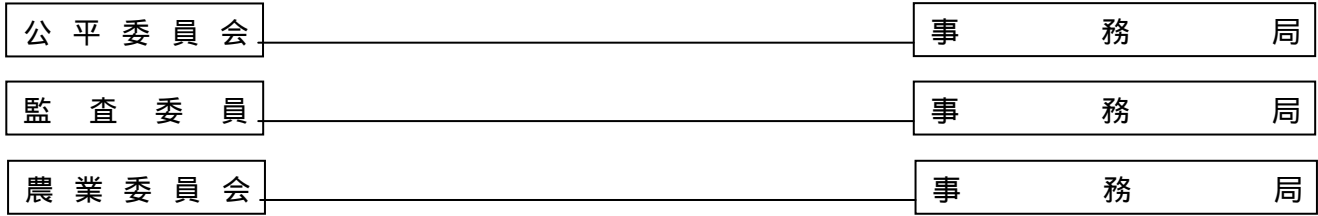
協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	14	組織及び機構の取扱い	所 管	地域自治組織等小委員会 行財政専門部会
調整の内容	<p>新市の組織及び機構は、3市村の庁舎の有効利用を図るとともに、定員管理の適正化に努め、「新市における組織及び機構の整備方針」に基づき整備するものとする。なお、地域自治区の事務所となる厚田支所・浜益支所については、「新市における支所の整備方針」に基づき整備するものとする。</p>			
<p>「新市における組織及び機構の整備方針」</p> <p>新市の組織及び機構は、3市村の庁舎の有効利用を図るとともに、定員管理の適正化に努め、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>(1) 市民の声を適切に反映することができる機能を有すること。 (2) 新市建設計画を円滑に遂行できる機能を有すること。 (3) 行政課題に即応できる機能を有すること。 (4) 簡素で効率的な組織及び機構であること。</p> <p>「新市における支所の整備方針」</p> <p>厚田地域、浜益地域の地域自治区の支所機能については、原則として次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>(1) 支所の担当業務は、地域振興、防災、保健福祉、環境衛生、農林水産業、建設、水道、商工、観光、教育部門や住民生活に密着した窓口業務などについて、良好な住民サービスが提供できる機能を有すること。 (2) 地域住民と行政の協働（パートナーシップ）の推進を図ること。</p>				

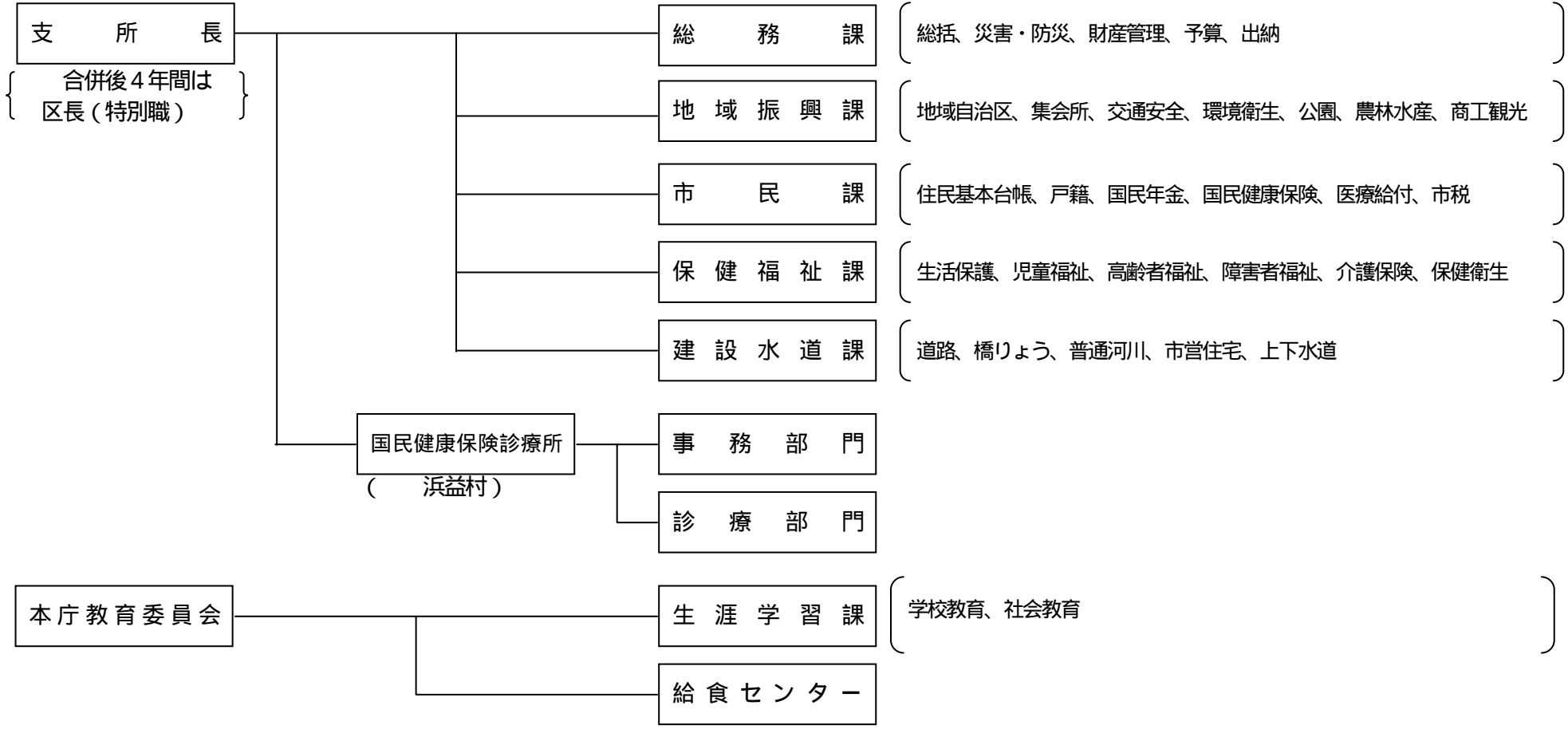
(個 表)

新市における組織機構のイメージ





新市における支所組織のイメージ



新市における職員数推移のイメージ（第12回現況調書1ページ参照）

区 分	17.4.1(合併前)	合 併 時	合併時から1～2年後
石狩市本庁	453名	463名	490名～500名
厚田支所	72名	67名	概ね40名程度
浜益支所	72名	67名	概ね50名程度
合 計	597名	597名	580名～590名



合併時から概ね10年後
500名

- 1 17年4月1日(合併前)の職員数は、平成16年5月1日現在の職員数から退職者(5名)を除いた職員数である。
- 2 合併時には、概ね5名程度以内の両村の職員数を本庁に異動させる。